

三者共催要約筆記者研修会

特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会、当センターの三者共催の研修会を年1回開催します。

聴覚障がい当事者としての特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、要約筆記者としての情報保障者集団としての神奈川県要約筆記協会、要約筆記者の派遣元である当センターのそれぞれの立場からの意見を集約し、共催での研修会を企画します。

聴覚障がい、要約筆記について理解を広める内容の研修については、対象を登録要約筆記者としますが、それ以外は、広く一般県民にも参加を呼びかけます。

この研修は、登録更新のための研修とします。

健康管理体制

具体的方針

頸肩腕障がいは、上肢等に過度な負担がかかる業務で、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手指に発症する運動器障がいです。肩こり、腕のだるさから始まり、肩こり、腕のだるさの慢性化、痛みやしびれ、手が動かないなどの症状に悪化します。上腕骨外（内）上顆炎、肘部管症候群、手関節炎、腱炎、腱鞘炎、手根管症候群、書頸、書頸様症状、頸肩腕症候群などの病名が挙げられ、不眠、うつ病状など精神・神経症状が出現する場合があります。原因には、上肢等に負担のかかる作業を長時間継続することに加え、筋肉疲労、視覚や聴覚の負担、精神的ストレスも関与すると考えられています。そのほとんどに自覚症状があり、本人の訴えにより症状を確認することとなります。

この頸肩腕障がいは、手話通訳者等の職業病とされており、全国的にも労災認定されています。

手話通訳者、要約筆記者を対象に頸肩腕障がい健診を定期的実施し、現状の把握や前回との比較などにより、注意を喚起し、予防に努めます。

頸肩腕障がいの普及啓発

手話通訳者、要約筆記者に対し、登録、研修等機会あるごとに頸肩腕障がいについて理解を求め、過度な業務による発症の予防、発症時の悪化抑制及び改善について啓発を行い、自覚を求めます。

冊子「頸肩腕健診って何ですか？」の配布

新たに登録した手話通訳者、要約筆記者に対しては、冊子「頸肩腕健診って何ですか？」を配布し、頸肩腕障がいと定期健診の必要性について理解を促します。

この冊子は、専門家による頸肩腕障がい、健診の必要性、予防対策などの講演をまとめたものです。

DVDの貸し出し

手話通訳者、要約筆記者及び聴覚障がい者に対して、自主企画番組「頸肩腕健診って何ですか？（健診編）」、一般社団法人全国手話通訳問題研究会編「手話通訳者の健康を守るために」、一般社団法人

人全国手話通訳問題研究会編「からだをほぐしていきいき仕事」の貸し出しを行い、理解を促します。

これらの番組は、専門家の監修により制作されており、健診結果を基に自己管理をすすめるともに、聴覚障がい者も手話通訳者、要約筆記者の職業病である頸肩腕障がいを理解し、支援の輪を広げていくために制作したものです。

ビデオライブラリーに配架し、貸し出します。

研修の実施

頸肩腕障がいに関する理解を深めるため、定期的に研修を実施し、頸肩腕障がいの予防に努めます。健診結果の見方、意味から、予防対策などを含め実施します。

定期健診の実施

手話通訳者、要約筆記者を対象に、定期的に健診を行い、頸肩腕障がいの予防、改善をはかっています。健診機関に出張を要請し、聴覚障害者福祉センターを会場に実施します。

また、会場での健診が受けられない場合は、健診機関の直接受診を奨励します。

定期健診

- (1) 当該年度に、神奈川県に登録している手話通訳者、要約筆記者に対し、年1回、定期的な健診を実施します。
- (2) 健診は、次の理由により情報保障活動期間をとおして、継続的に受診するよう促します。
 - a 未発症時の健康状態を確認し、防止策を講じておくため。
 - b 発症の危険性を察知し、以後の派遣等の注意を促すため。
 - c 発症時期を把握し、すみやかに治療及び対策を講ずるため。
 - d 発症後の悪化、改善など確認し、対応策を講ずるため。
- (3) 健診実施にあたっては、頸肩腕障がいについて専門的立場の健診機関に依頼します。

健診日の設定等

- (1) 手話通訳者、要約筆記者それぞれに、複数の健診日を設けます。
- (2) 手話通訳者、要約筆記者の健診日は、できるだけ異なった曜日で設定します。
- (3) 手話通訳者、要約筆記者には、それぞれの健診日に受診を促しますが、日程調整が難しい場合は、相互の健診日での健診を行い、受診の拡大をはかります。
- (4) 健診日に受診できない場合は、期間を設けて指定の医療機関での健診を可能とします。健診費用は、当センターで負担します。

健診結果

- (1) 健診結果は、手話通訳者、要約筆記者個人に郵送します。
- (2) 健診の結果、病院受診または活動自粛等が必要と判断した者に対してヒアリングを行い、改善を促します。

頸肩腕障がい健診結果

判定区分	状 態
A 異常所見を認めません	特に処置は必要ない
A2 有所見健康	軽い症状あり、進行しないよう日常生活に注意
B1 要経過観察	疲労段階。進行しないよう日常生活に注意
B2 経過観察中	症状あり。日常生活に注意し、定期健診受診
C1 要精密検査	産業医、専門医を受診し、相談が必要
C1 治療中	引き続き治療が望まれる

健診後の対応

健診結果を基に、発症の危険がある対象者へはヒアリングを実施し、活動の自粛、医療機関受診を促します。また、発症者については派遣依頼を自粛し、回復を奨励します。

手話通訳者、要約筆記者からの相談

手話通訳者、要約筆記者から、頸肩腕障がいについて相談があった場合は、適切な助言を行います。ただし、発症もしくは発症の恐れが疑われる場合は、すぐに専門医受診を助言し、治療等に専念する旨を伝え、自覚を促します。

健診結果の収集

手話通訳者、要約筆記者の頸肩腕健診は、一部の市町村でも実施されており、そこで受診した手話通訳者、要約筆記者については、派遣及び健診結果による対応を検討する材料として、健診結果報告の協力を求めます。

健診結果からの対応

健診結果を基に、手話通訳者、要約筆記者に次のように対応します。

判定区分	対 応
B2 経過観察中	ヒアリングを行い、自覚症状の有無、頻度、程度など体調の確認を行うとともに、派遣依頼の頻度、方法等について相談を行います。また、医療機関受診を奨励します。
C1 要精密検査	医療機関受診、活動自粛、定期健診受診を要請します。
C1 治療中	医療機関への通院、治療に専念するよう要請し、活動を行わないよう進言します。

これら以外の健診結果であった手話通訳者、要約筆記者に対しては、手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会等、機会あるごとに定期健診の受診、予防の自覚を促します。特に、新たに登録予定の手話通訳者、要約筆記者に対しては、合格者研修、登録・派遣説明会等の登録前に、定期健診の必要性を説明し、頸肩腕障がい予防に努めます。

健康管理の心がけ

頸肩腕症候群

- 1 疲労の蓄積による、職業病(過労性疾患)
- 2 症状は、自覚症状のみ
- 3 定期的な健診が必要
- 4 現場や日常で疲労が蓄積しないよう、予防に心がける
- 5 健康を過信しない
- 6 発症してしまったら、すぐ病院を受診する

自らの健康管理が最も重要

対応結果の検証

頸肩腕障がい健診結果及び健診後の対応については、神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会に報告し、検証を行います。

健診結果の前年度との比較、経過観察中者へのヒアリングの状況、派遣への反映方法等について検証を行います。また、委員会での意見を受けて、改善を行っていきます。

市町村への支援

頸肩腕障がい健診は、神奈川県登録手話通訳者、神奈川県登録要約筆記者を対象に実施していません。

手話通訳者、要約筆記者は人材不足から複数の市町村に登録して派遣を担っています。また、市町村だけ登録し、派遣を担っている場合もあります。

そのため神奈川県域のすべての手話通訳者、要約筆記者が頸肩腕障がい健診を受ける仕組みにはなってはいません。また、県での健診結果は、個人情報のため、市町村には開示できません。

モデル要綱の中では、市町村における頸肩腕障がい健診の実施が示されました。聴覚障がい者が地域で安心して生活していくためには、情報保障を担う手話通訳者、要約筆記者の健康問題は大きな課題です。この改善のために、市町村が頸肩腕障がい健診を実施し、健診結果を把握できる仕組み作りの支援に努めます。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

オ 地域活動支援及び普及啓発の取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(7)(8)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。

基本方針

「ともに生きる社会かながわ憲章」では、「私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します」と定めています。また、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」では、『『当事者目線の障害福祉』とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。』と定めています。この理念に基づき、聴覚障がい児者が地域で自分らしく堂々と豊かな生活を営むことを地域で支えていくことで、ひとりひとりを大切に作る社会の実現に取り組みます。

聴覚障がい児者は、外見では判断できず、手話、筆版、補聴器、人工内耳などコミュニケーションが多様であることなどから、わかりにくい障がいであると言われています。

聴覚障がい児者が地域で自分らしく堂々と豊かな生活を営むためには、聴覚障がい、聴覚障がい児者などについての理解を、家族、同僚、支援者や広く県民に普及啓発することが重要となります。そのための情報提供等を行います。

様々な福祉サービスや支援を提供する市町村はもとより、広く、聴覚障がい、聴覚障がい児者についての情報提供、情報発信を行い、理解の輪を広げていきます。

障害者総合支援法では、市町村の地域生活支援事業として、聴覚障がい児者を含む相談支援、や、手話通訳者、要約筆記者の派遣を含む意思疎通支援の事業があります。これらの事業の担当者へスキルアップのための研修を行うとともに、これらの事業の相談に応じ、情報提供を行います。

聴覚障がい児の早期発見・早期療育のために、神奈川県では「新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」が作成され、検査と早期療育支援の重要性の普及が図られています。この手引きの中で、2次検査実施医療機関及び精密検査実施医療機関の役割には、市町村等の相談窓口の紹介、市町村への情報提供が記載されており、市町村による保護者への支援が紹介されています。聴覚に障がいがあると知らされた保護者等は、一様にショックを受け、子育てへの不安と戸惑いを抱いています。特に、新生児聴覚スクリーニング検査（以下、新生児聴覚検査という。）で、要再検査の結果が出された保護者等にとっては、その不安と戸惑いは計り知れないものがあります。保護者等の精神的負担を軽減し、子育てへの意欲と熱意を向上させる、障がい受容への取組が求められます。市町村の保健師等の子育て支援担当者へ、聴覚障がい又はその疑いのある乳幼児及びその保護者に対して、早期療育支援の理解を促進し、適切な支援につなげていくために研修を行い、地域での相談、支援の充実を図ります。また、市町村と当センターの連携を強化し、協働での訪問相談等の実施にも努めます。

また、聴覚障がい児者への理解の普及を、対象者を特定した行う講座、研修も実施します。次世代

を担う高校生を対象とした講座や、聴覚障がい者が就労する企業等並びに聴覚障がい者が入所あるいは入所予定の施設の職員等への研修等を行います。また、聴覚障害福祉センターの事業、役割を、県民に広く知っていただくための「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」の発行やホームページの活用、施設見学の受け入れ等の情報提供、情報発信にも取り組み、聴覚障がい児者が地域で自分らしく堂々と豊かな生活を営むための社会の実現を支援します。

地域活動支援

具体的方針

聴覚障がい児者が、市町村で、自分らしく堂々と豊かな生活を営むことができるために、市町村職員のスキルアップのために、市町村職員への研修会等を行います。

市町村における、聴覚障がい者支援の大きな柱には、相談支援と意思疎通支援があります。相談支援と意思疎通支援を担う市町村職員を対象に、市町村意思疎通支援担当者研修会を実施します。相談支援では、相談者の状況を理解し、適切な助言を行い、一緒に考え問題解決に向けて前進していくうえで重要な役割を担っています。聴覚障がい者の相談の実情、相談方法等、必要な知識と技術を研修するとともに、情報交換を行い、地域での相談の円滑な実施と、担当職員等の技術、資質の向上をめざします。また、手話通訳者、要約筆記派遣のコーディネート担当職員には、一つひとつの派遣を大切にして、派遣結果からもたらされる課題、情報を整理し、次の派遣へ有効運用する視点は欠かせません。派遣者、利用者の状況を把握するとともに、あるときは柔軟に、あるときは毅然とした対応が求められる場面もあります。派遣コーディネートが円滑に実施されることで、聴覚障がい者が市町村の手話通訳者、要約筆記者の派遣制度を安心して利用でき、地域での安定した生活が築かれます。

ろう者は、手話が言語であり、手話により円滑なコミュニケーションがはかれます。しかし、手話で自由に会話できる環境はまだ少なく、手話による情報も少ないことから、生活場面におけるコミュニケーションが難しい、日常生活を営むための情報が不足する状況にあります。市町村の設置手話通訳者や手話通訳者派遣は、コミュニケーションを保障し、自分らしく堂々とした日常生活を実現しています。

中途失聴者・難聴者は後天的に障がいを持った方も多く、補聴器、手話、読話などのコミュニケーション方法の情報が得られていないため、コミュニケーションに支障が生じたり、福祉や制度の情報も十分に得られていないことがあります。また、音声により相手に意思を伝えられることも多いため、周囲に障がいを理解してもらえないなどの状況にあります。障がい受容やアイデンティティの確立が難しく、精神的に孤立し、不安を抱え、他者との接触を避ける方も少なくありません。ただし、言語獲得後の障がいのため、文字によるコミュニケーションは有効な手段であり、要約筆記者の派遣はコミュニケーションを円滑にし、自分らしく堂々とした日常生活を実現しています。

ろう者支援と手話通訳者派遣、中途失聴者・難聴者支援と要約筆記者派遣を組み合わせ実施することで、市町村における、ろう者、中途失聴者・難聴者への総合的な支援の強化を支援するとともに、当センターと市町村担当者との、情報提供を含めて連携を図ることができます。

また、市町村における設置手話通訳者は、聴覚障がい福祉についての知識、経験を活かして、聴覚

障がい者の窓口相談、手話通訳者、要約筆記者の派遣等の業務を担うことも少なくありません。とはいえ、市町村により設置体制にばらつきがあり、専門性を蓄積するには厳しい環境です。聴覚障がいについての理解がなかなか浸透していない現状では、市町村内でこうした情報を共有することが難しいこともあります。設置手話通訳者は市町村職員ではあるものの、ほとんどが非常勤または嘱託職員といった身分のため、市町村内では弱い立場にあります。市町村の設置手話通訳者それぞれが、似たような悩みを抱えながらも、学びあう機会が少なく、孤立してしまうことも少なくありません。市町村の聴覚障がい福祉の向上に重要な市町村設置手話通訳者を支援する場とします。

市町村では、子育て支援を担う保健師等による、障がい児にかかわる相談、支援が実施され、聴覚障がい、またはその疑いのある乳幼児及び保護者への相談、支援も行われています。しかし、聴覚障がい児については医療機関、療育機関等の専門機関によるところが大きい状況にあり、市町村の保健師等が十分な情報に触れる機会はまだまだ少ないのが現状です。市町村の保健師等が聴覚障がい、聴覚障がい児や、保護者支援等についての情報を取得し、地域で生活する聴覚障がい児、保護者等に向き合って支援していくことが求められます。特に、聴覚障がい児の保護者への障がい受容への支援は、聴覚障がい児の早期療育支援の実施には重要となります。

また、市町村保健師等の子育て支援担当者との連携は、聴覚障がい児や保護者への支援には重要です。市町村保健師等の子育て支援担当者と協働で保護者等への訪問相談を行い、生活空間での療育支援だけでなく、聴覚障がい、補聴器などを含めた聴覚障がいに関する情報を提供していくことも、保護者の障がい受容の支援となります。市町村と連携することで、定期健診等での経過観察、支援継続にもつながり、市町村で聴覚障がい、またはその疑いのある乳幼児の保護者に対して、障がい受容を促し、早期療育支援にもつながります。また、乳児だけでなく、幼児、学齢児を持つ保護者が、子育てへの不安、迷いなどを感じたときの相談窓口として機能し、継続した支援を行っていくこともできます。

聴覚障がい児の保護者等への支援については、医療機関、療育機関等の専門機関に対しても十分な理解と協力を得ることが重要です。専門機関を含めたネットワークを構築し、支援にあたっていくことで、相互支援による「切れ目のない支援」につながられます。このことについては、「イ 聴覚障がい者の支援についての取組」の「聴覚障がい児早期対応」に記載のとおりです。

市町村役場は、様々な相談、申請等で聴覚障がい児者が多く利用する場所です。障がい担当課以外でも、聴覚障がい児者と接する機会は生まれます。そこで、聴覚障がい児者との関りが薄い部署や受付の職員等を対象に、市町村聴覚障がい理解講座をオンデマンドで配信し、聴覚障がい、聴覚障がい児者の理解の普及を図ります。この講座は、要望があれば参集でも実施します。

市町村意思疎通支援担当者研修会

市町村の意思疎通支援、相談支援の事業を担当する職員及び設置手話通訳者等を対象に、スキルアップのための研修会を実施し、市町村の聴覚障がい者福祉の向上を支援します。

ろう者支援と手話通訳者派遣、中途失聴者・難聴者支援と要約筆記者派遣、に分けて、それぞれ年1回実施します。

ろう者支援と手話通訳者派遣では、ろう者の特性や支援の際の留意する事項、手話通訳者派遣のコーディネーター業務内容や留意点、地域での聴覚障がい者支援に関する情報提供などについて、専門

の講師による講演や、聴覚障害者福祉センター職員からの説明などを行います。また、毎回、市町村間での意見交換等を組み合わせて実施します。

実施に当たっては、事前アンケートを実施し、各市町村の状況や課題を集約し、研修の場で公表し、意見交換、情報交換にも役立てます。

過去3年間の内容

年 度	内 容
令和3年度	県域のろうあ者相談事例
	アンケート結果から
	コロナ禍での感染症対策
令和4年度	高齢障害者への支援はどうしていますか
	高齢聴覚障がい者が利用する福祉機器
	派遣コーディネーター業務とはなにか
令和5年度	神奈川県各市町村設置通訳者の状況
	自治体手話通訳者の役割と仕事
	聴覚障害支援をめぐる今日的課題から

中途失聴者・難聴者支援と要約筆記者派遣では、中途失聴者・難聴者の特性や支援の際の留意する事項、要約筆記者派遣のコーディネーター業務内容や留意点、地域での聴覚障がい者支援に関する情報提供などについて、専門の講師による講演や、聴覚障害者福祉センター職員からの説明などを行います。また、毎回、市町村間での意見交換等を組み合わせて実施します。

要約筆記は、すべての市町村で派遣制度が確立したのが、2023年（令和5年）で、手話通訳と比べて派遣件数は少なく、市町村での派遣担当者であっても、実際の要約筆記を見た経験や、機材、用具等の必要性の理解が、十分でない状況も見受けられます。そのため、要約筆記体験を組み入れたプログラムも行い、要約筆記の理解と普及にも努めています。

実施に当たっては、事前アンケートを実施し、各市町村の状況や課題を集約し、研修の場で公表し、意見交換、情報交換にも役立てます。

過去3年間の内容

年 度	内 容
令和3年度	神奈川県内における難聴者・中途失聴者の現状
	要約筆記者普及啓発DVDについて
	要約筆記の基本（体験を含む）
令和4年度	難聴者支援・要約筆記者派遣普及啓発
	要約筆記の基礎知識（体験を含む）
令和5年度	要約筆記の現状と普及を進めるために
	合理的配慮とコミュニケーション支援の事例報告

研修会では、市町村間での意見交換、情報交換の場を設けます。いくつかのグループに分け、話し合い、意見交換を行います。他の市町村の状況を知ること、自らの市町村の改善に役立てられます。課題を共有することから、ネットワークの構築にも努めます。

また、設置手話通訳者のグループでの情報交換、意見交換を行うことで、設置手話通訳者の役割、対応などについての知識の向上の支援の場にも役立てます。

地域での聴覚障がい児子育て支援

市町村で、聴覚障がい、またはその疑いのある乳幼児及びその保護者の支援を、適切に行うために、保健師等の市町村子育て支援担当者への聴覚障がいに関する研修会を実施します。

また、市町村保健師等と協働し、聴覚障がい児及び保護者等への訪問相談を行います。

地域における聴覚障がい児と保護者の支援は、聴覚障がい児の保護者が早期療育支援の必要性を理解することから始まります。聴覚障がい児が適切な療育等につながるためには、聴覚障がい児の保護者へ、聴覚障がい、聴覚障がい児等に関する情報提供による、障がい受容促進が重要となります。子育てへの不安、迷いなどを感じたときの相談窓口として機能し、不安や迷いに寄り添いながら、生活空間での療育支援だけでなく、聴覚障がいに関する情報提供を丁寧に行うことで、保護者の障がい受容が促進されます。このことで、保護者の不安や迷いを軽減し、子育てへの意欲や熱意の向上を促すとともに、聴覚障がい児の発達、発育の促進につながります。

市町村子育て支援担当者聴覚障がい研修会

市町村の保健師、発達相談担当者（臨床心理士、ソーシャルワーカー、言語聴覚士）等の子育て支援担当者を対象に、市町村子育て支援担当者聴覚障がい研修会を、年1回実施します。

実施方法は、原則、参集参加としますが、内容により、Web 会議システムを活用したオンライン参加の併用も検討します。申込方法は Web アプリケーションを使用し、ICT 活用をすすめます。

内容は、新生児聴覚検査、聴覚障がい乳幼児支援、保護者支援等に関するだけでなく、神奈川県立平塚ろう学校等の専門機関や、県の新生児聴覚検査担当課等からの情報提供の協力も要請します。また、聴覚障害者福祉センターの聴覚障がい児に関する事業の紹介・周知を行い、市町村子育て支援担当職員との連携を強化します。

過去3年間の内容

年 度	内 容
令和3年度	早期療育の必要性と保護者支援
	神奈川県聴覚障害者福祉センターの乳幼児相談・支援
	神奈川県立平塚ろう学校乳幼児相談・指導
	新生児聴覚検査についての取り組み ・新生児聴覚検査の取り組み ・市町村の情報交換
令和4年度	聴こえない・聴こえにくいといわれた子どもと保護者の支援
	神奈川県聴覚障害者福祉センターの乳幼児相談・支援
	新生児聴覚検査の実施状況について ロールプレイ「保護者に新生児聴覚検査の意義をどのように伝えるか」
令和5年度	早期発見と早期支援及び保護者支援
	神奈川県聴覚障害者福祉センターの相談支援及び聴覚障がい児支援中核機能事業
	聴覚障がい児の保護者の体験談
	新生児聴覚検査の取り組み、実施状況 神奈川県立平塚老学校の乳幼児相談

訪問相談の実施

市町村または聴覚障害者福祉センターへの連絡により、新生児聴覚検査で要再検査の結果が出された保護者、聴覚障がい又はその疑いのある乳幼児の保護者で、子育てへの不安や悩みを抱える者に対して、訪問相談について情報提供を行い、希望者には、市町村子育て支援担当者と協働で訪

問相談を行います。聴覚障がい、補聴器、子育て等の情報提供及び相談のほか、聴覚障がい児を育てた保護者からのアドバイス、聴覚障がい者のロールモデルの紹介等、保護者の子育てへの不安、迷いの軽減を図るとともに、安心して相談できる窓口としての認識の理解を促します。

市町村聴覚障がい理解講座

市町村役場は、聴覚障がい児者が各種の相談等に訪れる場所です。障がい福祉担当課職員だけでなく、広く市町村職員へ呼びかけ、窓口対応、子育て支援等、聴覚障がい児者と関わる機会のある職員を対象に、聴覚障がい、聴覚障がい児者の特性等について情報提供を行い、聴覚障がい児者とその保護者が地域で安心して相談が受けられ、聴覚障がい児者が自分らしく堂々と暮らせるコミュニケーション環境の整備を支援します。

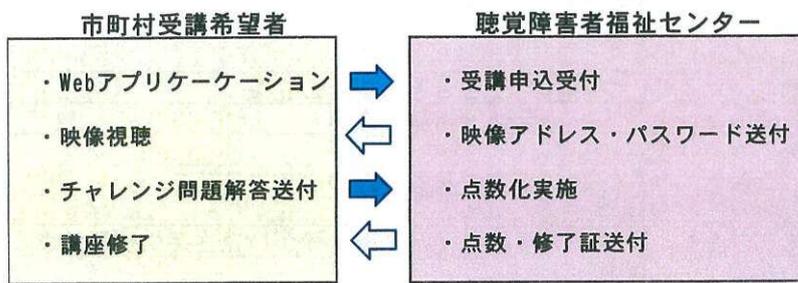
この講座は、インターネットを活用したオンデマンドで行い、短い時間で聴覚障がいの基礎知識を学べる講座とします。

申し込みはWebアプリケーションを使用します。申込者にオンデマンド映像を視聴するためのアドレスと、パスワード、視聴後のチャレンジ問題をメールします。視聴期間は1カ月間とし、視聴終了後、チャレンジ問題解答を返信していただきます。チャレンジ問題はオンデマンド映像内から出題し、学習内容の定着を図ります。チャレンジ問題解答を点数化し、点数及び修了証を受講者へメールします。オンデマンド映像は、定期的に変更し、様々な聴覚障がい理解に関する情報を得られるようにします。

ゲーム感覚で、聴覚障がいの基礎知識を学ぶことで、聴覚障がい理解の普及拡大を図り、聴覚障がい児者が暮らしやすい地域の創造を支援します。

また、市町村等からより具体的な内容を知りたいとの要望があった場合は、参集でも実施します。市町村へは定期的に講座案内を送付するとともに、市町村職員を対象とした各種研修会でも周知を図ります。

受講の流れ



オンデマンド映像内容例

- ・ 聴覚障がいの基礎知識
- ・ 補聴器について
- ・ 難聴者・ろう者との接し方
- ・ 簡単な身振り・手話



市町村意思疎通支援事業等アンケート調査

神奈川県内の各市町村（政令市は除く）の聴覚障がいに関する意思疎通支援事業等の実態について調査、集計を行うことで、県、市町村、聴覚障がい団体等が情報を共有し、意思疎通支援事業等の改善のための基礎資料とします。また、手話通訳者養成研修事業等の改善に役立てます。このことにより、県内全体の聴覚障がい福祉の向上をはかります。

調査は、市町村意思疎通支援担当者研修会に合わせて、実施します。また、必要に応じて、定期的な調査を行い、現状及び改善状況の把握に努めます。

調査対象 神奈川県内の各市町村（政令市は除く）

調査方法 市町村に調査票を配布し、回答を得ます。

調査項目 変化を確認するため継続調査、調査時に必要な項目を設定します。

令和4年度の主な調査項目

- ・手話奉仕員養成
- ・要約筆記者養成
- ・手話通訳者派遣
- ・要約筆記者派遣
- ・手話通訳者の設置
- ・聴覚障がい者相談
- ・厚生労働省モデル要綱関連
- ・新型コロナウイルス感染拡大予防対策

集計結果 県、市町村、聴覚障がい団体等に送付するとともに、ホームページ「センターからのお知らせ」欄に掲載します。

課題抽出 集計結果から、課題を抽出し、解決に向けて取り組む材料とします。

普及啓発

具体的方針

「ともに生きる社会かながわ憲章」が、より実効力のあるものにし、聴覚障がい児者が地域で自分らしく堂々と自分らしく豊かな生活を営むためには、聴覚障がい児者への理解の普及は重要となります。

聴覚障がい、聴覚障がい児者などについての理解を、家族、同僚、支援者や広く県民に普及啓発するために、情報提供等を行います。

また、聴覚障害福祉センター事業を広く知っていただくために、様々な方法を用いて広報を行い、事業目的を達成します。また、事業の理解は、聴覚障がい児者の理解にもつながります。

これから社会に出て、様々な人と出会い、ふれあい、寄り添う機会がある、次世代を担う高校生を対象として、聴覚障がいについての講座を実施することで、聴覚障がいや聴覚障がい児者についての正しい情報と理解を促進することで、多様な人々により地域社会が構成されているという認識を深め、相互に支え合いながら取り組む姿勢を養うことで、青少年育成を支援します。

また、聴覚障がい者が就労する企業等の社員及び聴覚障がい者が入所または入所予定の施設職員等に、聴覚障がい、聴覚障がい者への理解を促進することで、聴覚障がい者が自らの力を如何なく発揮し、堂々と暮らせる職場環境や生活環境の整備を促進します。企業、施設等では、聴覚障がい者と直接接する場所であり、情報提供やコミュニケーションの課題が発生しやすい場所です。聴覚障がい当事者と社員、職員等が協働しての、具体的な課題の解決に向けた取り組みを支援します。

聴覚障害福祉センターの事業、役割を、県民に広く知っていただき、利用していただくために「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」の発行やホームページの活用、施設見学の受け入れ等を行います。

聴覚障がい、聴覚障がい者理解のための講座、研修の実施等

聴覚障がいについて知る講座（高校生対象）

神奈川県内に在住または在学する高校生を対象に、年1回、講座を実施します。

実施は、主に、Web 会議システムを活用したオンラインで実施します。申し込みもインターネットを利用した申込フォームを活用します。

聴覚障がい当事者の聴覚障がいについての講演、聴覚障がい者のコミュニケーション（手話や要約筆記などについて）、手話通訳者や要約筆記者についてなど、聴覚障がい、聴覚障がい者について理解しやすい内容で実施します。

特に、聴覚障がい当事者と会う、話す経験は、聴覚障がい者を理解する上で重要となります。

実施にあたっては、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会等の聴覚障がい当事者団体の協力を得ます。

企業向けコミュニケーション支援研修

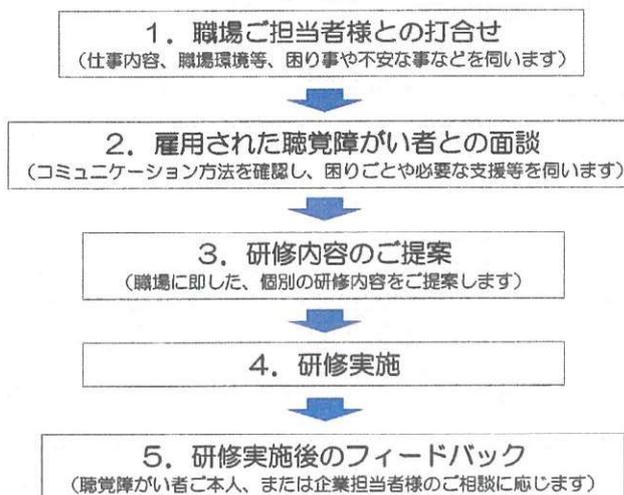
初めて聴覚障がい者を採用した企業の社員等を対象に、聴覚障がい者の特性、聴覚障がい者への対応、配慮の方法、手話通訳者派遣、障害者雇用助成金制度、就労支援機器、職場で使える簡単な手話などについて情報提供を行います。

一口に聴覚障がい者と言っても、補聴器を活用し話す人、手話を用いる人、筆談でのやり取りができる人、筆談が苦手な人など、コミュニケーション方法はさまざまです。

聴覚障がい者への伝え方、コミュニケーション方法を知ることによって、意思疎通がしやすくなり、企業内での意思疎通の円滑化が図られ、聴覚障がい者が自らの力を如何なく発揮でき、堂々と就労できる環境が整備できます。企業にとっても、チーム力、企業力アップにもつながります。

企業からの相談にも応じるとともに、障害者就業・生活支援センター等とも連携して、研修の実施を促進します。

企業向けコミュニケーション支援研修の流れ (一例)



出前コミュニケーション講座

主に手話が母語の聴覚障がい者が入所しているグループホームや高齢者施設、また入所を予定している施設等の職員を対象に、講座を実施します。

聴覚障がい者の特性、聴覚障がい者への配慮・対応方法、簡単な手話、手話通訳派遣制度など福祉制度、成人ろうあ者相談などの情報提供を行います。

入所施設では、施設のルールや支援法方法があります。情報提供やコミュニケーションが円滑に行われないために、聴覚障がい者が不満を抱いたり、トラブルが生じることがあります。また、職員の側でも、ルールを守らない、説明に従わないなどの悩みを抱えることもあります。

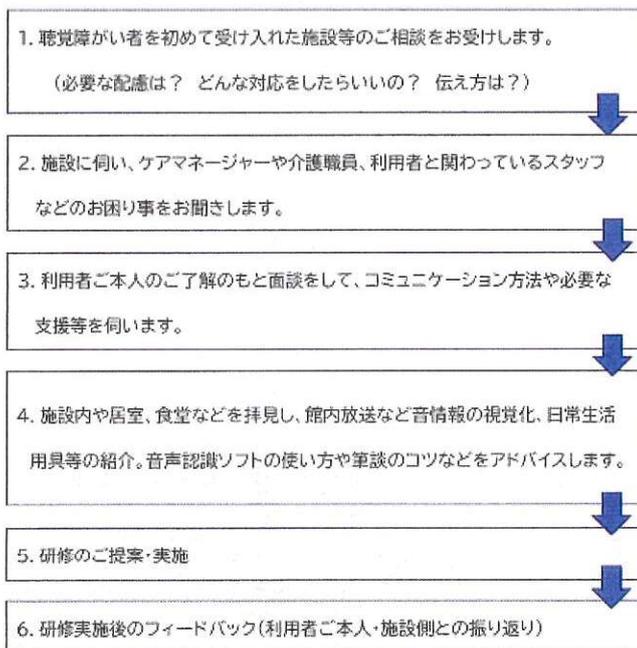
施設は日常生活的な生活空間のため、こうした行き違いは深刻化する恐れもはらんでいます。日常生活での具体的な課題について、聴覚障がい当事者と、施設職員が相互理解と、相互協力により、コミュニケーション等が改善できるよう、提案、助言等も行います。

このことで、聴覚障がい者が施設の中で、自分らしく堂々と生活できる環境整備を支援します。

また、市町村、地域包括支援センター等の関係機関等との連携を図るとともに、成人ろうあ者相談に寄せられた施設からの相談からも対応します。

出前コミュニケーション講座のながれ

(一例)



聴覚障がい理解のための事業への協力及び懇談等

公的機関等が実施する聴覚障がいの理解のための事業の相談に応じるとともに、情報提供等の協力をを行い、聴覚障がい理解の促進を支援します。公的機関等が、聴覚障がい理解促進のための事業を企画したとき、主催者として、聴覚障がい児者の実態を把握したうえでの、適切な情報提供やコミュニケーション等が必要となります。こうした公的機関等の事業の相談に応じ、情報提供、職員派遣等により事業の充実をはかり、聴覚障がい、聴覚障がい児者の理解の普及啓発を支援します。

また、企業、団体等からの聴覚障がい情報提供要請に応じ、懇談等により聴覚障がい、聴覚障がい児者の理解の促進を図ります。企業、団体等が聴覚障がい者向けの事業実施、商品開発等を行うとき、聴覚障がい児者の実態把握が必要となります。聴覚障がい児者に関する情報提供を行うことで、聴覚障がい、聴覚障がい児者の理解の普及啓発を支援するとともに、聴覚障がい児者が自分らしく堂々と生きる地域社会の実現を支援します。

聴覚障がい者理解のための事業協力

年 度	協力先名
令和3年度	社会福祉法人開成町社会福祉協議会
	藤沢市立大庭小学校
	綾瀬市立中央公民館
令和4年度	綾瀬市立中央公民館
	音のないフェスティバル実行委員会
令和5年度	綾瀬市立中央公民館
	神奈川県立横浜瀬谷高等学校
	神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

聴覚障がい理解のための懇談

年 度	企業・団体等名
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社リコー ・綾瀬市立中央公民館 ・神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室、並びにミラクルマイル株式会社 ・横浜市戸塚区基幹相談支援センター ・株式会社ジャパンディスプレイ ・大企業挑戦者支援プロジェクトchange2021 ・株式会社アルテックス ・横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 ・横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設 ・日本無線株式会社
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・武田薬品工業株式会社 ・NTTコミュニケーションズ株式会社 ・シチズン株式会社 ・株式会社富士通ゼネラル ・社会福祉法人いきいき福祉会 ラポール藤沢 ・有限会社やまた園
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社雪印スノーイーター ・日本調剤株式会社 ・ヒアリング・ディストリビュータ・ジャパン株式会社 ・ピクシーダストテクノロジー株式会社 ・株式会社プラザクリエイト ・ソフトバンク株式会社

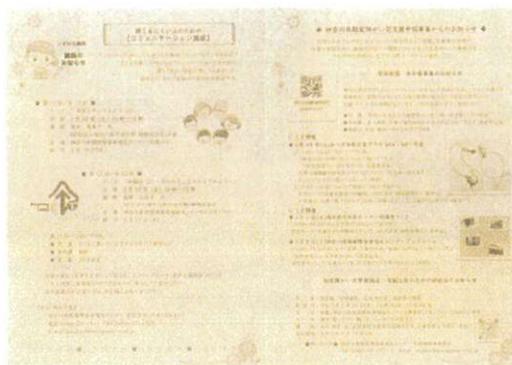
「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」の発行等

「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」の発行

事業の紹介や聴覚障がいに関わる情報、聴覚障がい者の理解につながる情報などを幅広く掲載する、「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」を、隔月で発行し広報に努めます。

聴覚障がい者団体、手話や要約筆記のサークル、市町村等に広く配布します。

見やすい紙面作りに心がけ、文字の大きさ、イラストや写真の挿入にも心がけます。事業内容によっては、利用者の利便性を高めるために、QRコードも掲載します。



◎申込方法：①～⑥をご記入のうえ、下記のいずれかの方法でお申し込みください。
 ①研修会名 ②氏名 ③アドレスまたはFAX番号 ④在住市町村
 ⑤会員区分(幹事協会員、神聴協会員、一般) ⑥参加方法(会場かオンラインか)

Google フォーム 右のQRコードから→
 FAX 0466-27-1225
 メール sansyo.youyaku.kanagawa@gmail.com

施設見学会の実施

施設見学は、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広めていく大切な機会と位置付けています。事業や設備などの情報を通して、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広げていきます。

事業の紹介では、相談等の直接的支援、手話通訳者・要約筆記者の養成等の間接的支援などを紹介することで、施設役割、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広めます。

また、電光掲示、回転灯、ヒアリングループなどの設備についても、なぜこの設備が必要かを知っていただく過程で、聴覚障がい者の生活しやすい環境についての理解を広げていきます。

様々な団体等の見学を受け入れ、見学会を実施します。

ホームページ、SNS による広報・PR

ホームページを通して、事業紹介、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を広げる広報、PR を展開していきます。また、LINE や Instagram 等の SNS を活用しての広報、PR を行います。

詳細は、「ア 情報提供施設としての取組や ICT 化に対応するための取組」の「ICT 化への対応」の記載のとおりです。

チラシ・ポスター等の配布

事業に関するチラシ、ポスターを作成し、配布することで広報、PR に努めます。

施設概要をまとめたリーフレットや事業ごとにチラシを作成し、配布します。見学時は勿論、神奈川県聴覚障害者福祉センターだより送付時に同封、ロビー配架、相談事業等で活用をすすめます。また、「おしゃべりサロン」や訪問相談、市町村・関係機関との連絡調整など、地域へ赴く事業、業務では、参加者及び関係者へ配布するなど、広く PR に努めます。

また、事業によってはポスターを作成し、関係機関に掲示協力を依頼します。



報道機関等の広報依頼

講座等の事業については、神奈川県子どもみらい局福祉部障害福祉課を通じて「県のたより」への掲載依頼を行うとともに、新聞社等の報道機関に対して掲載依頼を行い、広報、PR に努めます。

「県のたより」や新聞等は多くの県民が目につきます。「県のたより」等に掲載することで、県民に広く広報に努めます。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

カ 施設管理及び聴覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等

※ スクラップアンドビルドの考え方にたち、既存事業や管理経費についてコストの削減、事業手法の見直しを効率的・効果的に行いつつ、指定管理業務として行う施設管理及び利用者サービスに関する新たな事業があれば記載してください。

基本方針

県立施設として、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を推進し、「ともにいきるかながわ憲章」の実現にむけて、聴覚障がい児者の自己選択、自己決定を支援するために、新たな事業展開で、聴覚障がい児者の未来を共に作っていきます。

手話通訳者・要約筆記者オンライン派遣研修会

具体的方針

手話通訳者、要約筆記者のインターネット回線を活用したオンライン派遣は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として本格化しました。

新型コロナウイルス感染の縮小後、多くの会議、行事等が参集型に戻っていますが、会場に赴くことなく、遠隔地等からの参加が可能なオンラインでの会議、行事等の実施は定着し、恒常化しています。そのため、手話通訳者、要約筆記者のオンライン派遣も一般化し、通常の派遣方法として定着しつつあります。

オンライン派遣は、通常の派遣と異なり、手話通訳者、要約筆記者には、インターネット環境の設定、パソコン等の操作などの実施、及び画面設定や投影画面に適した情報保障等の知識、技術が必要となります。オンライン派遣を担える手話通訳者、要約筆記者はまだ少数に留まっています。

オンライン派遣を担う人材を拡大するために、現任の手話通訳者、要約筆記者を対象に、説明会、研修会、勉強会などを単発で実施してきました。また、要約筆記者については、特に要望が多いため、令和5年度から現任要約筆記者対象の勉強会を実施し、研修内容や方法について検証を行ってきています。

オンライン派遣の詳細は「エ 聴覚障がい者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組」に記載のとおりです、

オンライン派遣が、通常の派遣として位置づけられつつあることから、手話通訳者、要約筆記者に必要な知識、技術として、新しく認定された神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者を対

象に研修会を実施します。研修会はオンライン派遣に必要な知識と技術を学びます。要約筆者については、手書きとパソコンで方法が異なり、パソコン要約筆記は自宅から実施する場合もあるため、別々に内容も設定します。

このことで、オンライン派遣を担えるスキルを持った手話通訳者、要約筆者の拡大を図ります。

手話通訳者オンライン研修会

前年度に、神奈川県手話通訳者と認定された者を対象に、オンライン派遣についての研修会を実施します。

オンライン派遣に関する知識や技術を学ぶ講義と、実際にオンラインでの手話通訳を行う実技演習を組み合わせ、計 2 回の研修を実施します。特に、手話通訳者が自宅からオンラインでの情報保障を行うことも想定し、オンライン派遣における手話通訳技術、手話通訳者自らがインターネット、パソコン、WEB 会議システム等を十分に活用できることの定着を図ります。

このことで、オンライン派遣を担う手話通訳者の拡大を促進します。

区 分	内 容
講 義	オンライン派遣の必要性、オンライン派遣の仕組みと方法等
実 技	パソコンと環境の設定及び必要な手話通訳技術等

要約筆者オンライン研修会

前年度に、神奈川県要約筆者と認定された、手書き要約筆者、パソコン要約筆者を対象に、オンライン派遣についての研修会を実施します。

オンライン派遣に関する知識や技術を学ぶ手書き要約筆者、パソコン要約筆者合同での講義 1 回と、手書き要約筆者、パソコン要約筆者が、実際にオンラインでの要約筆者を行う実技演習（手書き要約筆者：1 回・パソコン要約筆者：2 回）を組み合わせ実施します。特に、パソコン要約筆者は、自宅からオンラインでの情報保障を行うことも想定し、オンライン派遣におけるパソコン要約筆記技術、パソコン要約筆者自らがインターネット、パソコン、WEB 会議システム等を十分に活用できることの定着を図ります。

このことで、オンライン派遣を担う要約筆者の拡大を促進します。

区 分	内 容
講 義	オンライン派遣の必要性、オンライン派遣の仕組みと方法等
実 技	パソコンと環境の設定及び必要な手書き要約筆記技術
	パソコンと環境の設定及び必要なパソコン要約筆記技術（会場編）
	パソコンと環境の設定及び必要なパソコン要約筆記技術（自宅編）

地域巡回支援

具体的方針

聴覚障がい児者の相談では、利用者のニーズや状況、市町村、関係機関等からの要請等により、訪問での相談を実施してきています。

地域で日常生活を営む聴覚障がい者は、コミュニケーションの問題から、孤独になりがちです。家族存命中は、近隣との付き合い、交流等は、家族が担っていたため、家族が亡くなり一人になったときに、はじめて、聴覚障がい者が地域の存在から抜け落ちていることに気が付きます。そんな聴覚障がい者へは、市町村の支援が本格化し、手話通訳者やケースワーカー等福祉の担い手が派遣されますが、社会が専門分化され過ぎていて、制度化された範囲では賄えない、制度以外の狭間に落ちてしまう聴覚障がい者がいます。

聴覚障がい者以外であれば、近隣の支援も得られるかもしれませんが、コミュニケーションが壁となり支援を受けにくい状況があります。

聴覚障がい者の尊厳や人権を守るために、市町村の社会資源の提供だけではなく、地域住民と「共に生きる」、認めあう方法に変わってほしいと願っています。

そのための取組みとして、聴覚障がい者支援の専門家である、ろうあ者相談員が、市町村障がい福祉担当課と連携して、地域を巡回して、聴覚障がい者と地域とのつながりを強化していく取組みを行います。

市町村巡回コミュニティ支援

社会生活及び地域生活に課題を抱える聴覚障がい者の居住する地域を巡回し、町内会や民生委員のつながりを確認し、市町村障がい福祉担当課等と連携して、地域の小さなコミュニティのつながりを支援する取組みを実施します。

聴覚障がい者への情報提供、支援及び町内会、民生委員等への情報提供を行い、聴覚障がい者と地域コミュニティとの交流による相互理解の促進と、災害等における相互協力体制の確立等、聴覚障がい者が自分らしく、堂々と生活できる、地域コミュニティの構築を支援します。

実施にあたっては、市町村障がい福祉担当課（政令市を除く）を定期的巡回し、ニーズの掘り起こしに努めます。また、課題を抱える聴覚障がい者が居住する市町村障がい福祉担当課との連携は、より密にするとともに、聴覚障がい当事者への定期的な巡回も行います。

聴覚障がい当事者への定期的な巡回にあたっては、「おしゃべりサロン」で実施している、聴覚障がい者が話しやすい話題や、方法なども駆使して、聴覚障がい当事者のニーズの把握、確認等をすすめます。

障害保健福祉圏域	市町村名										
横須賀・三浦	横須賀市	鎌倉市	逗子市	三浦市	葉山町						
湘南東部	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町								
湘南西部	平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町						
県 央	厚木市	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	愛川町	清川村				
県 西	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	

聴覚障がい理解の普及啓発促進

具体的方針

神奈川県には、他県のように聴覚障がい者専用の高齢者施設はなく、聞こえる方々中心の高齢者施設に入ることが一般的です。そのため、施設に入所しても情報保障がつかず、コミュニケーションがとれないことから、トラブルが起こることもあります。また、自宅での介護のための介護ヘルパー派遣などを申請しても、派遣されたヘルパーとコミュニケーションが円滑に行えないために、誤解やトラブルが生じることもことがあります。

施設等に対しては「出前コミュニケーション講座」の実施、自宅等の対応は巡回相談等で対応し、聴覚障がい者の生活や介護等を支援しています。

こうした介護ヘルパー等を派遣する介護事業所や、ヘルパー養成事業所、あるいは福祉科のある高等学校等へ職員を派遣し、聴覚障がいの特性や、手話に関する講座を実施し、聴覚障がい者が、施設や地域で、自分らしく堂々と生きられるための支援を行います。

介護支援者等コミュニケーション講座

神奈川県内（政令市を除く）にある、介護保険による介護サービス事業所または障害者総合支援法の障害福祉サービスを提供する事業所、介護ヘルパーまたは介護福祉士等を養成する機関、学校へ、職員を派遣し、聴覚障がいの特性や、手話を学習する講座を実施します。

実施にあたっては、ホームページ等での周知のほか、対象となる事業所、機関、学校等へ事業内容を記載したチラシ等を作成し、周知を行います。

要請があった事業所等へ出向き、実施します。また、実施結果をホームページ等に掲載し、事業の周知、拡大を図ります。

また、この事業は、「神奈川県手話言語条例」における、手話の普及にも貢献します。

II 管理経費の節減等について

※ 経費積算内訳（支出計画書）により審査しますので記載不要です。ただし、特記事項がある場合は、記載してください。